

会社の目的に関する一考察

—— 寄付研究「第1回企業経営者アンケート」 調査結果の分析 ——

前 越 俊 之*

目 次

- 一 はじめに
- 二 平成17年会社法における「会社の目的」
- 三 「企業経営者アンケート」調査における「企業活動の目的」
- 四 検討
- 五 結びに代えて

一 はじめに

福岡大学法学部では、九州地域で活動する有力企業から頂いた寄付を基に、また同企業からの特別研究員の参加も頂いて「九州経済のイノベーションと21世紀の都市と社会の法秩序研究」と題する共同研究を、2009年4月1日から2011年3月31日までの期間、実施した。この期間中、おもに企業

* 福岡大学法学部准教授

を対象とするアンケート調査を2回実施し、また2回の公開シンポジウムを開催した⁽¹⁾。筆者も研究員としてこの研究に参加する機会をえた。

本稿は、2009年5月に実施された第1回アンケート調査について「企業活動の目的」に関する質問項目を取り上げ、そのデータ分析を行うとともに、法律学において多義的に用いられている「会社の目的」について考察する。このような考察を通じて、あらためて、われわれの社会の中にある会社のあり方を見直す端緒としたい。二において、平成17年会社法制定および平成18年民法改正（公益法人改革）を踏まえ、近時、会社法学において提唱されている「株主利益最大化原則」も紹介しながら、会社の営利性の意義を明らかにする。三において、「第1回企業経営者アンケート」から「企業活動の目的」に関する質問項目について簡単な分析を行う。四において、法律学上の会社の目的（営利性）と実際の企業経営者の意識（企業活動の目的）について考察する。五は、全体のまとめである。

二 平成17年会社法における「会社の目的」

1 会社の目的

法律学において、会社の目的と言う場合、通常、次の3つの意義で用いられる。第1に、会社が営む「具体的な事業自体」を示す場合である。たとえば、定款の絶対的記載事項としての「目的」がその典型例であろう（会27条1号、会576条1項1号）。

第2に、「会社の権利能力の範囲」を示す場合である。たとえば、清算手続きにある会社の権利能力は、清算の目的の範囲内に限定される（会476条、会645条）⁽²⁾。また法人の一般規定としては民法34条がこの典型例であろう。

第3に、法が「法人の属性」を規定する場合、法人の目的という言い方が用いられる。たとえば、平成18年民法改正後、民法33条は、第2項におい

(2)

て次のように規定する。「第33条2項 学術、技芸、宗教その他の公益を目的とする法人、営利事業を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、組織、運営及び管理については、この法律その他の法律の定めるところによる」。「公益を目的とする法人」や「営利事業を営むことを目的とする法人」という用法は、当該法人の基本的な属性（存在目的）を表している。「営利事業を営むことを目的とする法人…の設立、組織、運営及び管理」についての「その他の法律」とは、たとえば、会社法（平成17年法律86号）がその代表であるが、「資産の流動化に関する法律」（平成10年法律105号）、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律198号）も営利法人の設立、組織、運営および管理を定める法律である。会社法上の会社は、いうまでもなく株式会社、合名会社、合資会社および合同会社という4つの形態がある。いずれも、「営利事業を営むことを目的とする法人」として意義付けられることになる⁽³⁾。

このように法律学において会社の目的という場合、第1に、会社事業の対象（Gegenstand）の意味で、会社が営む事業自体（どういった業務をおこなっているのか）を指す場合（第1と第2の用法）がある（以下、「客観的意義の目的」という）。第2に、会社事業の目標（Zweck）の意味で、事業遂行の目標（何のために会社の事業をおこなっているのか）を指す場合（第3の用法）がある（以下、「主観的意義の目的」という）。

2 会社の営利性

上記で、会社とは、営利事業を営むことを目的とする法人に意義付けられると述べた。会社の営利性は、論じるまでもない自明の理のように見える。しかし、この営利性の意味について詳しく検討する必要がある。なぜなら、第1に、この一見して論ずるまでもないような会社の営利性という概念に関し、学説が分かれているからである。第2に、利益分配と会社定款の自由に関して、会社法の解釈論において不明な点があるからである。たとえ営利性

(3)

が会社の属性であるとしても、営利性は、会社のすべての機能を説明するものではない。このような問題意識から、以下、会社の営利性について検討を加える。

平成17年会社法制定以前から、通説によれば、会社の営利性とは、会社が一定の事業を営み対外的な活動によって利益を上げ、その利益を利益配当または残余財産分配の方法によってその構成員（出資者）に分配すること、と解釈されてきた⁽⁴⁾。平成17年改正前商法52条は、会社に関して「商行為ヲ為スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社団ヲ謂フ」（改正前商52条1項）、また「営利ヲ目的トスル社団ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行為ヲ業トセザルモノ之ヲ会社ト看做ス」（同第2項）と規定していた⁽⁵⁾。同条は、会社の営利性および社団性の根拠条文とみなされていた。ところが、平成17年商法改正において、改正前商法52条が削除され、かつ平成17年会社法において、同様の条文は定められなかった。しかし、現在でも会社とは、「法人格を持った営利を目的とする社団である」とする見解が通説的地位を占めている⁽⁶⁾。ここで会社の「営利性」とは、会社が一定の事業を営み対外的な活動によって利益を上げることだけでは足りず、「その利益を利益配当または残余財産分配の方法によってその構成員（出資者）に分配すること」まで含むという立場が、そのまま維持されている。

このような通説に対して、会社の営利性とは、会社自身について決すれば足りるのであり、社員の営利意思（利益分配という意図）をその要件とするべきでないという見解（少数説）がある⁽⁷⁾。この見解において、会社の「営利性」とは、会社が「一定の事業を営み対外的な活動によって利益を上げる意図」である。利益分配の意図をも営利性の要件とする必要はないという。平成17年会社法制定後においても、この立場は維持されている⁽⁸⁾。

以上のように、会社の営利性といっても、その理解について2つの立場がある。

(4)

3 会社の商人性

平成17年改正前商法において、商行為を行う場合、会社は商事会社と呼ばれ（改正前商52条1項）、一方、商行為を行わない場合、民事会社と呼ばれていた（改正前商52条2項）⁽⁹⁾。しかし、いずれの会社であっても、商人に変わりはなく（改正前商4条1項、2項第2文）、区別の実益は乏しいとされていた。そのため、平成17年会社法において、無用な区別であるとして、このような区別は撤廃された。平成17年会社法において、会5条は、次のように規定する。「(商行為) 第5条 会社(…)がその事業としてする行為及びその事業のためにする行為は、商行為とする」。商行為をすることを業とする者(会5条)は商人であり(商4条1項)、したがって、会社は、商人である⁽¹⁰⁾。

先に少数説として紹介した宮島司教授は、会社の商人性について次のように述べる。「…従来は、『会社とは営利を目的とする』企業とされていたのに対し、新法〔会社法〕では『会社の行う行為は営利性がある』との意味に置き換わったのである。会社の定義規定が存在しなくなったとともに、会社の営利性は、ここでも会社の概念を定める要素とはされていない。そこで、5条の趣旨を付度すれば、会社が行う行為は、原則として、商法の商行為に関する規定(商法第2編)の適用を受けることとなるとし、これを前提として、会社は、自己の名をもって、商行為をなすことから商人となり(商4条1項)、商人の事業はそれゆえ営利性を帯びると理解することなのであろう」⁽¹¹⁾。すなわち、宮島教授の論理に拠れば、①会社法5条によって、会社の行為は商行為となる。②絶対的商行為(商法501条)に代表されるように、商行為には営利性が前提とされている。したがって、③会社法5条により、会社の行為が商行為になるのであれば、会社には営利性がある、ということであろう。ここでの営利性は、会社が「一定の事業を営み対外的な活動によって利益を上げること」である。宮島教授によれば、このような意味

での営利性が、会社の属性であり、会社法5条が、このような意味での営利性の根拠条文である。

これに対して、通説によれば、会社の営利性とは、会社が対外的な活動によって利益を上げ、その利益を利益配当または残余財産分配の方法によってその構成員（出資者）に分配することを意味する。営利性とは、会社の利益を利益配当請求権または残余財産請求権を通じて「社員（出資者）に対して分配すること」である⁽¹²⁾。会社（法人）の営利性とは、「収支の差額を利得する目的」にあるのではなく、事業によって得られた利益を社員（出資者）に分配することである。したがって、たとえば信用組合や信用金庫がその事業を行う場合、その事業が与信業務および受信業務を含む、いわゆる銀行業だとしても、協同組合企業である信用組合・信用金庫は商人ではない。したがって、協同組合企業には、商法第2編商行為の規定（商事時効、報酬請求権等）が適用されない⁽¹³⁾。協同組合が、利益配当を主たる目的としていないからである。

平成17年会社法において、改正前商法52条のような会社の営利性を定める明文の条文はない。しかし、たとえば、株主の権利として剰余金請求権または残余財産分配請求権が法定されており（会105条2項）、このような条文を根拠として、利益を配分するという意味での営利性は、依然として会社の本質的要素（属性）だとされている⁽¹⁴⁾。

4 利益分配と会社における定款の自由

このように、通説によれば、会社の営利性とは、利益配当請求権または残余財産請求権を通じて会社の利益を「社員（出資者）に対して分配すること」を意味する。会社法において、種類株式の設計と発行は、原則として会社定款の自治に委ねられている。しかし、株主の権利として、利益配当請求権あるいは残余財産請求権のどちらかの権利を保障しなければならない。このどちらかの権利を株主に保障しない定款規定は、無効である（会105条2

項)。つまり、株式会社の場合、法律上、株主に対して利益の分配の道を閉ざした定款を定めることができない。このように株主の権利は、強行法規によって保護されている。

そこで、つぎのような2つの問いが生じる。

第1に、持分会社において、社員の利益配当請求権あるいは残余財産請求権のそのいずれの権利も排除するような定款条項を定めることが可能か、という問いである。持分会社において、社員の利益配当・損益分配（会621条、会622条）に関して、また残余財産分配（会666条）に関しても規定がある。しかし、株式会社の場合におけるような強行規定（会105条2項）が定められていない。つまり持分会社の場合、利益配当請求権または残余財産請求権、そのいずれをも排除するような定款条項を定めることができると解する余地がある。平成17年会社法は、会社経営の効率性を図ることを目的に、法律による画一的な規制をできうる限り排し、定款の自由を拡大した。条文上、持分会社においては、上記のような定款規定を有効と解釈できる可能性がある⁽¹⁵⁾。

第2に、定款中に社員の利益配当請求権または残余財産請求権が定められているが、すべての社員（出資者）の合意の下、その利益配当のすべてを福祉団体に寄付するなど、いわゆる公益（つまり、会社利害関係者以外の者の利益）を主たる目的として、会社を設立し、運営することが可能か、という問いである。

支配株主が経営者を兼ねる黒字の同族会社（株式会社）において、会社の利益を役員報酬のかたちで受け取り、残りは内部留保として、株主に対する配当（剰余金の分配）を一切行わない場合、少数株主には、役員報酬決議に関する総会決議を取消す等（会831条1項3号）の対抗措置が可能であり、あるいは役員等の対第三者責任（会429条1項）若しくは民法上の不法行為責任（民709条）に基づき損害賠償請求という救済があり得る。しかし、こ

のような少数株主の固有権（つまり利益配当請求権）を実質的に侵害するような事例ではなく、すべての社員が同意の上で、剰余金のすべてをこれら社員が共通の目的として同意した公益のために用い、このような公益を達成するために、会社を運営することが法律上可能かという問題である。いわゆる一般社団法人が、社員に対して利益の分配をすることは無効である（一般法人11条2項）。また公益法人が優遇税制⁽¹⁶⁾の恩恵を受けながら、実質的に営利目的で（構成員に対する利益の分配を目的として）運営されることは、脱税の問題を生ずる。このような場合でなく、会社が、法人税法および会社法の規定を遵守しながら、実質的に公益目的に運営される場合（社員が全員一致で、剰余金を社員以外の第三者に寄付することを目的として会社を運営する）である。商法学において、従来、このような会社の設立・運営に関して、肯定的であるように思われる⁽¹⁷⁾。

5 株主利益最大化原則

近時、注目すべきは、会社法上の準則として、「株主利益の最大化」というルールを確立すべしという主張である。落合誠一教授を中心に提唱されている。わが国の会社法学において、これまで、会社法とは、主として私的利益の観点から会社に関係する主体間の利害調整を行う法であると考えられてきた⁽¹⁸⁾。

たとえば、西原博士は、「経済主体間の利益調和の理念は、会社法の領域では、会社と社員間・社員相互間・会社と第三者間及び社員と第三者間の四つの関係の合理的調整となって実現している」⁽¹⁹⁾と述べる。また、大隈博士は、「社員の経済的利益の促進を〔会社法の〕主要な任務の一つ」としながら、同時に「会社はこれに参加する社員およびこれと取引関係に立つ第三者が多数であるのみならず、それはいわば国民財産の管理者であり、また国民の多数の生活が之に依存している（…）から、公共の利益に関するところがすこぶる大きく、会社法の主要な任務の一半はこの利益の保護にあ

る」⁽²⁰⁾と述べる。

このような立場は、基本的に、平成17年会社法の下においても多くの論者において維持されている。たとえば、龍田教授は、次のように述べる。

「社会には多数の会社が存在し、その活動が市民の経済生活を支える。会社はまた、社会の富の大きな部分を所有する。会社の適正な運営を確保することが、会社法の役割だといえることができよう。ここで『適正な』運営というのは、会社をめぐる関係者の利益を公正に調整することにほかならない。会社をめぐる関係者として伝統的に考えられてきたのは、社員（…）と会社債権者である。つまり、会社債権者の保護を図りつつ、社員の利益を増大させるよう、会社が運営される仕組みを用意するのが会社法である」⁽²¹⁾。また、神田教授も次のように述べる。「株式会社法は、その主要な部分は株式会社にかかわる各種の利害関係者の間の利害を調整する私法的ルールであるが、とくに、出資者である株主と会社債権者の合理的期待を保護し、健全で円滑かつ効率的な企業活動を可能とすることが、その規制目的である」⁽²²⁾。

このように、従来、会社法とは、社員（出資者）の利益を保護・促進するための法であると同時に、会社債権者保護のための法制度を提供するものであると理解されてきた⁽²³⁾。

会社法が、おもに私的利益の観点から、このような会社関係者（社員、債権者等）の利害調整を行う法であることは確かである。しかし、株主利益最大化の原則を提唱する論者たちは、次のような理由で、株主利益最大化原則の必要性を主張する。すなわち会社関係者間の利害調整を行う上で、その調整原理（優先順位を示す規範）が示されなければならない。少なくとも、会社法の問題として、会社関係者間の利害調整が矛盾した場合、適切な利害調整ができないと危惧する⁽²⁴⁾。このような場合に、株主利益最大化原則が会社法上のルールとなっていれば、経営者の法的な行動基準が明らかになるという⁽²⁵⁾。

株主利益最大化原則とは、「株式会社の経営者が、原則として株主利益を最大化するような経営を行わなければならない」というルールである。このルールの会社法上の根拠規定は、会社法5条である⁽²⁶⁾。このルールは、倫理的な規定ではない。違反した場合、善管注意義務・忠実義務違反として経営者の法的責任（会423条）が生じ得るという意味で、法的な責任である⁽²⁷⁾。

但し、誤解されてならないのは、この原則が「なにがなんでも株主利益を最大化する」という意味での厳格で融通の利かないルールではないことである。株主以外の利害関係者（たとえば債権者、従業員）の利益が、会社と利害関係者間の契約で定められていた場合、この契約を遵守することは、会社の義務である。当該契約の遵守が株主利益に反するような場合であっても、この原則に違反するものではない。契約ではなく、法律において定められていた場合においても、法を守ることが会社の義務であるため、この原則に違反するものではない。また、株主の利益とは、短期的な利益ではなく、長期的な利益という観点から計られる⁽²⁸⁾。この意味で、会社が行う寄付やメセナ等のいわゆる企業の社会的責任（CSR）も広く認められ、この原則に違反するものではない。

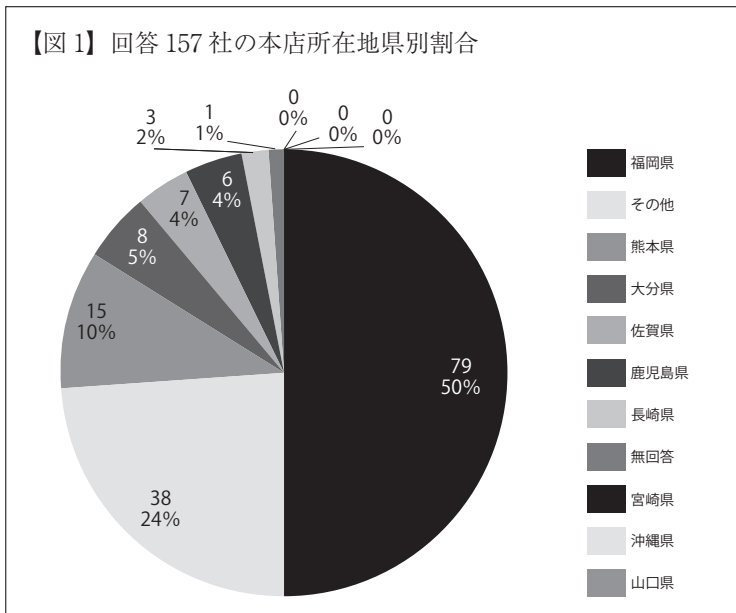
以上のように、株主利益最大化原則とは、一見、株主利益至上主義のように誤解されかねない言葉であるが、いわゆる企業の社会的責任（CSR）を否定するものではない。また配当を制限し、その分を従業員の福利厚生にまわすような会社経営を行った場合でも、株主の長期的利益といった視点から、このような経営方針の採用が、ただちに経営者の責任を生じさせるものでもない。もっとも、落合教授も、会社をめぐる利害関係者の利益調整の難しさを指摘する。つまり、この原則はあくまで会社法上の原則であり、たとえば従業員の利益に関して、労働法等において、従業員の利益のための立法がなされる場合、株主利益最大化原則がこのような会社法以外の領域での利害調

整ルールの設定（立法）を妨げるものではないとする。

三 「企業経営者アンケート」調査における「企業活動の目的」

1 第1回企業経営者アンケート

福岡大学法学部寄付研究「九州経済のイノベーションと21世紀の都市と社会の法秩序研究」において、2009年5月、九州・沖縄・山口地域にある九州経済連合会加入の570社を対象に、「第1回企業経営者アンケート」を実施した⁽²⁹⁾。回答企業に関する情報項目の他、質問項目は、①九州経済圏の産業構造とその将来像について、②市場経済のあり方について、③九州経済の国際化について、④コーポレートガバナンスとコンプライアンスについて、⑤企業会計と企業行動について、および⑥道州制について、と多岐に亘るものであった。質問表は、レイアウト等を工夫して、回答し易いように配



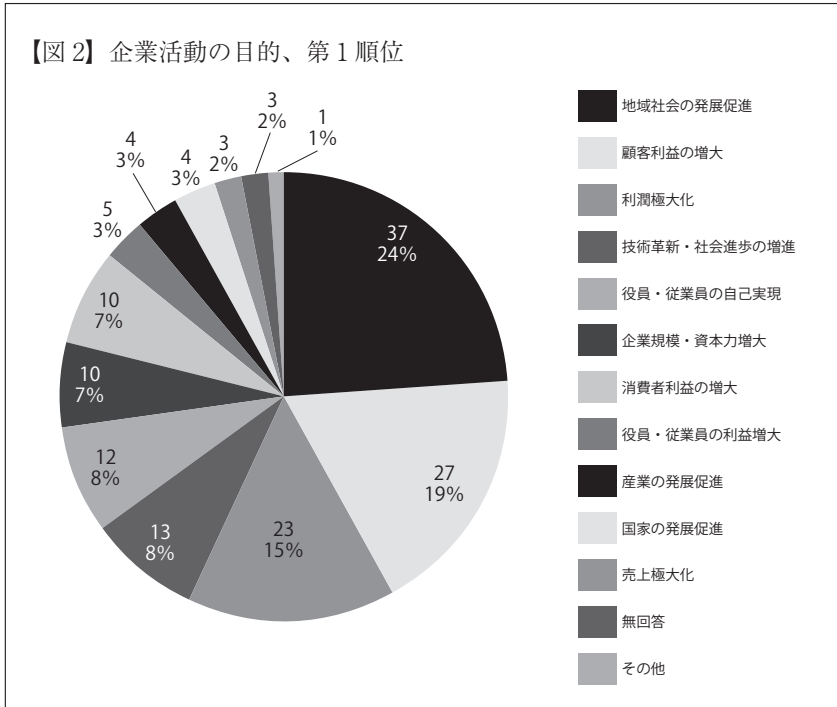
慮したが、16 頁という大部なものとなった。回答数は、157 社、回収率は、28%である。

回答 157 社の本店所在地を県別に円グラフにしたのが、【図 1】である。本店所在地第 1 位は、福岡県（79 社、50%）であった。第 2 位は、九州各県、沖縄県および山口県以外の「その他の都道府県」（38 社、24%）であった。つまり、東京等に本店があり、九州地域で事業を営む企業である。以下、第 3 位は、熊本県（15 社、10%）、第 4 位は、大分県（8 社、5%）、第 4 位は、佐賀県（7 社、4%）、第 5 位は、鹿児島県（6 社、4%）、第 6 位は、長崎県（3 社、2%）であった。残念ながら、宮崎県、沖縄県および山口県に本店がある企業からの回答はなかった。なお、本店所在地に関し、無回答が 1 社であった。アンケートは、概ね、福岡県に本店を持つ企業が 50%、九州・沖縄・山口圏以外の地域（東京等）に本店を持つ企業が約 25%、残りの約 25%が、福岡県以外の九州各県に本店を持つ企業である。

三では、同アンケート問 7「企業活動の目的として、次のどの項目がよりあなたの意見に近いと思われますか。最も重要と思われるものから順番に 3 項目を記入してください。」をとり上げ、分析と検討を行う。項目は、質問表上から順番に「1. 利潤を極大化すること」、「2. 売上を極大化すること」、「3. 企業規模・資本力を増大すること」、「4. 顧客の利益を増大すること」、「5. 役員・従業員の利益を増大すること」、「6. 役員・従業員の自己実現を図ること」、「7. 消費者の利益を増大すること」、「8. 技術革新・社会進歩を促進すること」、「9. 産業の発展を促進すること」、「10. 地域社会の発展を促進すること」、「11. 国家の発展を促進すること」および「12. その他」の 12 項目である。言うまでもないことであるが、問 7 は、会社経営者の主観を問うている。実際に当該企業がどのような目的で企業活動をおこなっているかという問題は、客観的なデータ（例えば、配当額等）を基にして、個々の企業の実際の企業活動を分析しなければ分からない。回答は、あ

くまでも経営者の意識（認識）を示すデータである。

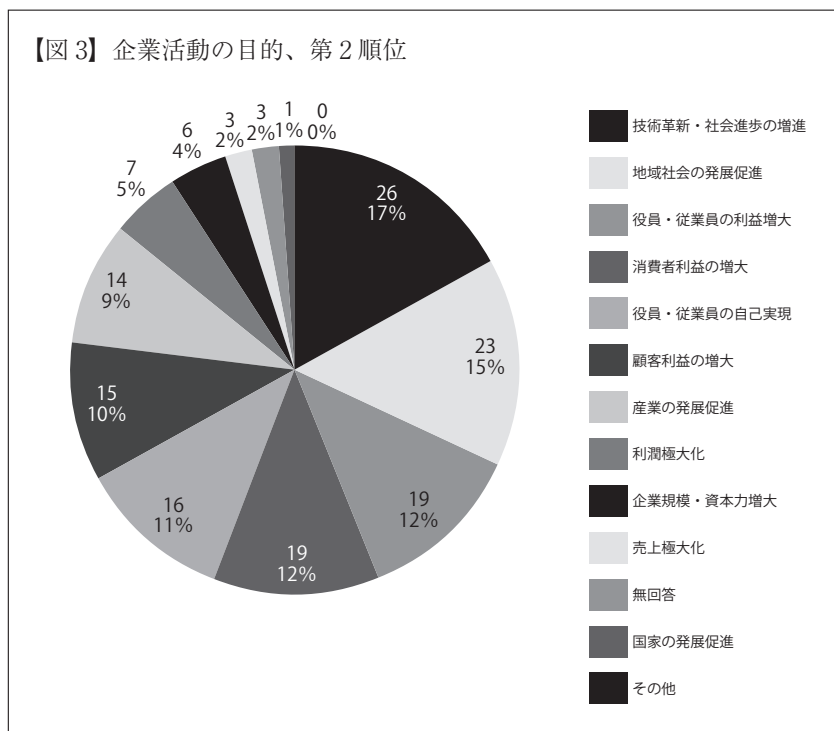
2 「企業活動の目的」



回答数 157 のうち、株式会社であるものが 151 社であった。残りは、特例有限会社 1 社、会社以外のその他の企業形態が 5 社であった。本稿では、株式会社である 151 社および特例有限会社 1 社、この 2 つを合わせた 152 社について分析を行う。

【図2】は、企業活動の目的に関して、その第1順位の回答を円グラフにしたものである。最も回答が多かったのは、①「地域社会の発展を促進す

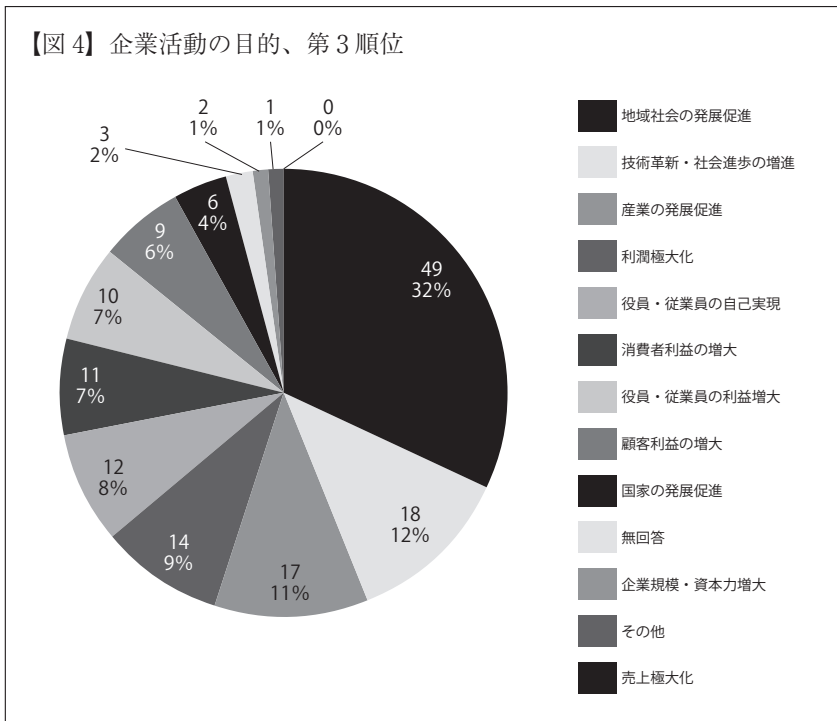
ること」(37回答、24%)、次いで順に、②「顧客の利益を増大すること」(27回答、19%)、③「利潤を極大化すること」(23回答、15%)、④「技術革新・社会進歩を促進すること」(13回答、8%)、⑤「役員・従業員の自己実現を図ること」(12回答、8%)、⑥「企業規模・資本力を増大すること」(10回答、7%)、⑦「消費者の利益を増大すること」(10回答、7%)等となっている。



【図3】は、企業活動の目的の第2順位である。最も回答が多かったのは、①「技術革新・社会進歩を促進すること」(26回答、17%)、次いで②

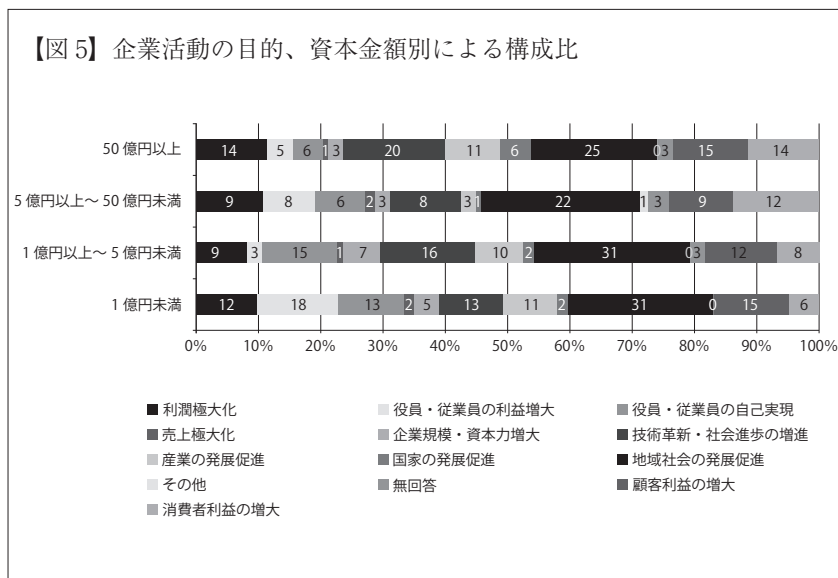
「地域社会の発展を促進すること」（23 回答、15%）であるが、第7位くらいまで、回答数が拮抗している。③「役員・従業員の利益を増大すること」（19 回答、12%）および③「消費者の利益を増大すること」（19 回答、12%）が回答数同数で続き、ついで⑤「役員・従業員の自己実現を図ること」（16 回答、11%）、⑥「顧客の利益を増大すること」（15 回答、10%）、⑦「産業の発展を促進すること」（14 回答、9%）となる。そうして、第8位に、回答数が一段減少し「利潤を極大化すること」（7 回答、5%）がくる。

【図4】 企業活動の目的、第3順位



【図4】は、企業活動の目的の第3順位である。最も回答数が多いのは、①「地域社会の発展を促進すること」(49回答、32%)である。以下、約10%前後の割合で、②「技術革新・社会進歩を促進すること」(18回答、12%)、③「産業の発展を促進すること」(17回答、11%)、④「利潤を極大化すること」(14回答、9%)、⑤「役員・従業員の自己実現を図ること」(12回答、8%)、⑥「消費者の利益を増大すること」(11回答、7%)、⑦「役員・従業員の利益を増大すること」(10回答、7%)、⑧「顧客の利益を増大すること」(9回答、6%)が続く。一段減少するかたちで、⑨「国家の発展を促進すること」(6回答、4%)となる。

次に、企業活動の目的について、会社の規模(資本金額)から、さらに分析を進める。



【図5】は、第1順位から第3順位までのすべての回答を合計して、企業規模（資本金額から4つのグループに分けた）別に、その項目の構成比を示したものである。なお、会社の営利目的（利益配当目的）を、質問項目の「利潤を極大化すること」と同じものとして考察を行う。【図5】の項目は、グラフ左端から、「利潤を極大化すること」、「役員・従業員の利益を増大すること」、「役員・従業員の自己実現を図ること」、「売上を極大化すること」、「企業規模・資本力を増大すること」、「技術革新・社会進歩を促進すること」、「産業の発展を促進すること」、「国家の発展を促進すること」、「地域社会の発展を促進すること」、「その他」、「無回答」、「顧客の利益を増大すること」、「消費者の利益を増大すること」の順番で記載している。

グラフ左端の「利潤を極大化すること」は、企業規模にかかわらずだいたい回答数の約10%前後を占めている。資本金額5億円未満のグループと比べて、5億円以上の株式会社において、「利潤を極大化すること」の割合が少し増加する傾向にある。しかし、標本数があまり多くない本アンケート調査においては、この程度の差異は、統計的に有意な数字とはいえない。

グラフの右端に「顧客の利益を増大すること」と「消費者の利益を増大すること」を並べて表した。顧客と消費者の区別は、回答者によってその受け取り方にばらつきを生じる可能性がある。しかし、株主、従業員または経営者以外の会社関係者という意味で、同じグループとしてまとめて考えることができる。「顧客の利益を増大すること」および「消費者の利益を増大すること」の割合は、資本金額5億円未満の会社のグループにおいて、15%強であるが、資本金額5億円以上の会社のグループでは、約25%を占める。

いずれの資本金額グループにおいても「地域社会の発展を促進すること」の割合が一番高いが、約25%でだいたい同じくらいの割合である。特徴的なのは、資本金額1億円未満の企業グループにおいて、「役員・従業員の自己実現を図ること」と「役員・従業員の利益を増大すること」を合わせた

割合が、約 25%という高い割合を占めるのに対して、資本金額 50 億円以上の企業において、その割合は 10%に満たない。これらに挟まれた中間のグループ（資本金額 1 億円以上～ 50 億円未満の企業）では、この割合は、15%強である。50 億円以上のグループでは、「技術革新・社会進歩を促進すること」の割合が 15%を超えるのに対して、資本金額 1 億円未満のグループでは、10%未満である。総じて「国家の発展を促進すること」の割合は少ないが、資本金額 50 億円以上のグループにおいて、その割合が 5%弱と、他のグループと比べた場合、その割合が高くなる。

資本金額 1 億円未満の会社に属するグループは、43 社、同 1 億円以上 5 億円未満のグループは 39 社、同 5 億円以上 50 億円未満のグループは 29 社、および同 50 億円以上のグループは 41 社である。したがって、【図 5】を見る場合、資本金額 1 億円未満の会社（43 社）のグラフと資本金額 50 億円以上の会社（41 社）のグラフを比べてみると、会社数もほぼ同数であり、企業規模による傾向の違いがはっきりする⁽³⁰⁾。つまり「利潤を極大化すること」の割合は、10%強でありあまり変りがない。しかし、1 億円未満のグループでは、「役員・従業員の利益を増大すること」および「役員・従業員の自己実現を図ること」を合わせて、全体の約 25%を占める。これに対して、資本金額 50 億円以上のグループでは、「顧客の利益を増大すること」および「消費者の利益を増大すること」を合わせて全体の約 25%弱を占める。

総じて言えば、資本金額 1 億円未満の会社（小規模な会社）において、企業活動の目的は、「役員・従業員の利益」と「地域社会の発展」が重視されている。一方、資本金額 50 億円以上の会社（大規模な会社）において、企業活動の目的は、「顧客・消費者の利益」と「技術革新・社会の進歩」が重視されている。

3 分析

問 7 は、企業活動の目的について「最も重要と思われるものから順に記入

してください」と設問されている。したがって、第1順位の回答が、第2順位および第3順位の回答に対して、より重要な意味を持つといえる。「利潤を極大化すること」は、第1順位において第3番の支持を集めている。一番には挙げられていないが、主要な目的の一つといえる。「利潤を極大化すること」は、第2順位において第8番に後退するが、第3順位において、再び順位を上げ、第4番につける。

【図2】～【図5】をみると、「利潤を極大化すること」の割合は、地域社会の発展促進、顧客・消費者の利益のため等と比較して、一見、低いようである。問7は、第1順位から第3順位まで三重に回答されている。したがって、その順位に関わらず、一度でも「利潤を極大化すること」を挙げた会社がどれだけあるか、という観点からも分析しなければならない。本稿で対象としている回答中で「利潤を極大化すること」は、44件あった。対象とする回答企業数は、152社である。すなわち、「利潤を極大化すること」を企業活動の目的の一つとして挙げた会社の割合は、約29%である。つまり、回答企業のほぼ3割が、「利潤を極大化すること」を企業活動の目的としている。

四 検討

商法501条は、いわゆる絶対的商行為を規定する。その第1号は、動産、不動産または有価証券を安く買って高く売る行為である。第2号は、動産または有価証券を高く売却しておいて、より安く仕入れる行為である。いずれにしても、売買契約を利用して、その鞘取りをおこなう行為（投機売買）である。商法上の商人概念を定義する本来の営利性とは、このような鞘取りによる利益の獲得を意味する。

一方、会社は、定款に定められた事業を行う。何らかの事業を行い、会計年度毎に利益の有無を計算する。剰余金があれば、これを出資者である社員

に対して配当することができる。二2で明らかにしたように、通説によれば、会社の営利性とは、出資者たる社員に対する利益の分配にある。つまり、会社とは、出資者に対する利益分配の意図をもって、一定の事業を行う社団法人である。

利益獲得を目的（Zweck）として、投機売買を行う場合、投機売買は、利益を獲得するための手段である。このような投機を主たる目的とした売買が成立することで、結果として、売買の対象物たる商品の最終的な所有権者が決まる。このような売買契約によって、行為者が意図していなかった効率的な資源の配分が（副次的に）達成され得る。営利を目的とした売買の結果、副次的に達成された効率的な資源配分とは、売買契約当事者の意図せざる結果である。もし、投機売買当事者に対して「なぜこのような投機売買を行うのか？」というアンケート調査を行ったなら、「社会のため」とか「取引相手のため」といった回答もあるだろうがそれは少数にとどまり、「儲けるため」という回答が多くなるだろう。一方、会社が事業を行う場合、お金を儲けるといふ目的（Zweck）は、投機売買となんら変らない。しかし、その目的達成手段としての事業活動（つまり Gegenstand）は、投機売買の場合のように、利害関係者が少なく単純簡明な社会関係ではあり得ない。事業活動は、社員関係、機関等の会社内部の組織に関わる問題にとどまらず、取引相手との契約、銀行取引、従業員との間の雇用契約、寄付、納税等々、さまざまな法律関係あるいは事実行為を包含している。会社に関わるこのような複雑な社会的関係を背景として、主観的意義の会社の目的（Zweck）が、単純に利益を獲得すること（お金）にあるとしても、客観的意義の会社の目的（Gegenstand）、つまり事業活動自体は、さまざまな利害関係者が関与することで複雑かつ多様である。

したがって、会社経営者に対して「企業活動の目的」を問うた場合、その目的とは、会社に関わるさまざまな利害関係者にしたいが、広範に分散し

て、唯一の目的（たとえば、利潤の極大化）に収斂するものではない。曰く、顧客・消費者のため、経営者・従業員のため、技術革新・社会進歩のため、地域社会のため、国家のため等々である。

二五において、株主利益最大化原則を紹介した。これまで伝統的な会社法学は、会社法が、社員（出資者）と会社債権者双方の利益を保護するための法であるとしてきた。このような会社法の理解は、会社の事業活動が、単純な投機売買と異なって、さまざまな利害関係者と関わり、はるかに複雑な社会関係を背景とすることに照応する。このような会社に関係する複雑で多様な社会関係の下で、落合教授は、会社法上の利害調整原理として、株主利益最大化原則を提唱する。もっとも、この原則は、会社法上のルールである。したがって、会社法学以外の法領域において、たとえば従業員（労働者）の利害を拡大する立法がなされ、これによって株主利益が縮減されるとしても、株主利益最大化原則という法準則は、従業員（労働者）の利益を拡大するための立法を制限しない。株主利益最大化原則が会社法上の原理であって、会社法以外の領域の利害調整に優先するものではないという落合教授の説明（ルールの妥当範囲の限定）も、上記のような会社をめぐる複雑で多様な社会関係の反映である。

会社の目的（主観的意義）は、出資者に利益を分配することであり、端的に言えば、お金を稼ぐことである。一方、会社の目的（客観的意義）とは、会社の事業そのものを指す。会社事業は、出資者に対する利益分配という目標の手段である。しかし、お金を稼ぐための手段である会社事業によって、その出資者の意図（お金を儲ける）を離れて、事業活動は、社会に大きな影響を与え、また剰余金以外のさまざまな富をも創出する。

会社法上、会社の目的（主観的意義）は営利である。しかし、それは、会社のもう一つの“目的”（客観的意義）としての事業自体を否定するものではない。会社の客観的意義の目的（つまり事業活動）が多様な利害関係と利

害調整に直面するなかで、問7における「企業活動の目的」として、152社中、約3割の会社が、その順位はともかく「利潤の極大化」（本稿では、利益配当目的と同義として考えた）を挙げた。以上の分析から、会社が社会の中で、さまざまな事業を展開し、さまざまな利害関係者のために役立っているなかで、「利潤極大化」（株主利益最大化）は、企業活動の主要な“目的”の一つといえる⁽³¹⁾。

五 結びに代えて

平成17年会社法制定および平成18年民法改正（公益法人改革）を踏まえ、二において、会社の目的について考察した。法律学において、会社の目的とは、①会社が営む事業自体を指す場合（どういった業務をおこなっているのか）と②事業遂行の目標を指す場合（何のために事業をおこなっているのか）の2つの意味を持っている。前者を客観的意義の目的といい、後者を主観的意義の目的という。会社の目的（主観的意義）とは営利である。そうして、通説によれば、会社の営利性とは、出資者（社員）に対する利益分配の目的を意味する。次いで、近時、会社法学において提唱されている株主利益最大化原則を簡単に紹介した。

三において、「経営者アンケート」における「企業活動の目的」を分析した。アンケートの結果から明らかなように、経営者の意識において、企業活動の目的とは、もっぱら利潤の極大化（出資者利益の最大化）にあるというのではなく、地域社会の発展促進、顧客利益等々、多様なものであった。

四において、営利目的（利潤極大化）という目的は、会社の主観的意義の目的ではあっても、（当然ながら）唯一の目的ではありえないことを明らかにした。なぜなら、会社は、そのような目的を達成する手段として、客観的意義の目的（つまり事業）を行っているからである。事業活動は多様な社会関係を包含する。会社は、社員（出資者）に利益を分配すると同時に、事業

遂行によって、副次的にさまざまな利害関係者に便益を提供している。したがって、実際の企業経営者の意識において、これら出資者以外のさまざまな利害関係者の利益を考慮して、実際の企業経営は遂行されている。本アンケート調査において、企業活動の目的に関する回答は、利潤極大化（出資者利益）だけに集まっているわけではなく、それ以外のさまざまな企業活動の目的にも集まっている。このようなデータは、会社の行う事業活動が、多様な社会関係を包含していることを裏付けるものである。もっとも、このようなさまざまな企業活動の目的があり得る中で、回答企業全体の約3割が、利潤極大化（出資者利益）を企業活動の目的として挙げる。また、利潤極大化（出資者利益）という企業目的は、第1順位の第3位に挙げられている。このようなデータから、本アンケート調査において、株式会社（特例有限会社を含む）を経営する実際の経営者の意識において、利潤極大化（出資者利益）という目的（主観的意義）とは、企業活動の主要な目的の一つということができる⁽³²⁾。

（2011年3月31日成稿△）

(1) 2009年4月～2010年3月までの寄付研究参加企業は、九州電力株式会社、株式会社九電工、九州旅客鉄道株式会社、西日本鉄道株式会社、株式会社JTB九州、株式会社正興電機製作所、中興化成工業株式会社である。2010年4月～2011年3月までの寄付参加企業は、前記7社に加えて、株式会社日立製作所、第一交通産業株式会社、三菱商事株式会社九州支社、株式会社ニューオータニ九州、株式会社富士ピー・エス、5社が参加した。この他、特別研究員の参加というかたちで、株式会社九州情報リエゾン、2010年4月からはトヨタ自動車九州株式会社も本共同研究に参加した。研究代表者は、新関輝夫福岡大学法学部教授、筆頭研究員は、永野芳宣福岡大学客員教授（メルテックス株式会社相談役）であった。2009年12月14日開催（於アクロス福岡）の第1回シンポジウム「九州が甦る道を探る－望ましい社会、経済構造、法制度を求めて－」の概要は、西日本新聞朝刊2009年12月23日両面見開きで掲載されている。2010年9月27日開催（於ホテルニューオータニ博多）の第2回シンポジウム「九州が甦る道を探る PART II－新たな国産資源の活用を求めて－」の概要は、西日本新聞朝刊2010年9月27日両面見開きで掲載されている。また本稿は、同寄付研究報告書（2011年4月刊行）に掲載された論稿を基にしている。なお、2011年4月以降、寄付研究講座は、上記企業の他、他の参加企業も加え、永野芳宣筆頭研究員の下、福岡大学産学連携センターにおいて継続中である。

(2) 取締役の行為の差止めに関する規定においても、「株式会社の目的」という用語が用いられている（会360条1項、会385条1項）。この場合、差止行為の対象を画す概念として、定款に記載された会社の「目的」の解釈が問題となる。

(3) 平成18年5月、公益法人制度改革三法が制定された。これに伴い、民法が改正され、公益法人の組織について規定していた民38条～84条が削除された。この改正後、民法は、法人法定主義や権利能力等の法人制度に関する一般規定を残すのみで、従来の公益法人制度の一般法としての地位を失った。新たに非営利法人の設立および組織に関し「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（平成18年法律48号）が制定され、公益法人の認定について「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」（平成18年法律49号）が制定されることになった。

明治29年民法制定以来、営利を目的とせずかつ公益性を持たない団体は、法人格の取得ができなかった。このような問題点は、法制上の「隙間問題」と称された。隙間問題は、非営利団体の活動の障害となり、このような活動の社会的ニーズに対し、法人法制度は十分に対応できなかった。平成10年3月、特定非営利活動促進法（NPO法）が成立し、同年12月から施行された。平成13年6月には、中間法人法が成立し、平成14年4月から施行された。これら二法は、隙間問題に対処するため立法された。しかし、NPO法と税制優遇法制がリンクしていないこと、中間法人法も団体のガバナンスに関して問題があるなど、決して十分なものではなかった。

平成18年公益法人制度改革および民法改正は、上記のようなニーズに対応するた

めの抜本的法改正であった。つまり現行法の下では、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「特定非営利活動促進法」（NPO法）等が、営利を目的としない法人の設立および運営を規制する。次いで、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に従い、政府・地方公共団体が、非営利法人の公益性の認定を行う。このような体制で法人格取得に関する規制緩和と隙間問題の解決が図られた。佐久間毅「非営利法人法のいま」法律時報80巻11号12頁（2008年）、范揚恭「公益法人改革関連法の概要」金融法務事情1776号17頁（2006年）参照。

- (4) 鈴木竹雄＝竹内昭夫『会社法〔第3版〕』15頁（有斐閣・1994年）。このような会社の「営利性」の解釈は、松本烝治博士に由来し、通説となった。松本博士は、営利事業（収支の差額を利得しようとする事業）を行い、その利益を一切出資者に分配することなく、すべて公益事業に供用するような法人を想定する。このような法人が、もし法律上、会社として存在できるなら、それは（少なくとも平成18年改正前の）民法の下で、公益法人の設立に関する官公庁の許認可・監督を回避する道をひらくことになる。このような公益法人規制の抜け道を許さないため、会社の営利性とは、「出資者（社員）に対する利益の分配」と解釈しなければならないというのである。松本烝治「営利法人の観念」『私法論文集』26頁、38頁以下（有斐閣・1988年）（復刻版）（初出は、法学協会雑誌28巻3号1頁、4号34頁、1910年）参照。
- (5) 有限会社に関しては、有限会社法2条において「有限会社ハ商行為ヲ為スヲ業トセザルモ之ヲ商人ト看做ス」と規定されていた。いうまでもないが、有限会社法（昭和13年法律74号）は、平成17年会社法制定に伴い廃止された（整備1条3号）。
- (6) たとえば、神田秀樹『会社法〔第13版〕』6頁（弘文堂・2011年）、弥永真生『リーガルマインド会社法〔第12版〕』6～8頁（有斐閣・2009年）、龍田節『会社法大要』49頁以下（有斐閣・2007年）参照。平成17年会社法が会社の「営利性」を規定する明文の条文を設けなかった趣旨を、龍田教授は、「当然のことだからあえて置かなかつた」と推察される。
- (7) 宮島司『会社法概説〔第3版補正版〕』7頁（弘文堂・2003年）。
- (8) 宮島司『新会社法エッセンス〔第3版〕』7頁（弘文堂・2008年）。
- (9) 民会社には、商行為の規定を準用すると規定されていた（改正前商523条）。商法典において、商会社の商行為に対して、民事会社の行為を準商行為と区別していた。
- (10) 江頭憲治郎「第1編総則第1章通則 §5」江頭憲治郎編『会社法コンメンタール1－総則・設立（1）』131頁（商事法務研究会・2008年）、神田秀樹・前掲註（6）書6頁、龍田節・前掲註（6）書49頁。

なお、前田庸博士は、「…会社法のもとでは、上記52条に相当する規定は設けられず4条2項後段の規定が削除されている。ということは、会社法のもとでは、会社を商人概念に含めるという改正前の取扱いを放棄したことを意味すると解するほ

かない」、「改正前は、会社は商人であり、したがって、それが営業としてする行為および営業のためにする行為は商行為とされていたが、会社法のもとで、会社を商人概念に含めることが放棄されると、会社がする行為を商行為とするためには、特に上記のように、その旨を規定する必要性を生ずることになる」、「以上により、会社の行為については、改正商法第2編〔商行為〕に関する規定が商人概念を介さないうで直接に適用されることになる」と述べる。前田庸『会社法入門〔第11版〕』7頁（有斐閣・2006年）。すなわち、会社法5条の立法趣旨は、平成17年改正後商法4条1項の「商人」概念を介さずに、会社に対して、現行商法第2編商行為に関する規定を適用することにある、と読める。このように読めば、会社は商法4条1項の固有の商人ではない。

但し、このような読み方は、第11版における前田博士の真意を誤読している可能性がある。なぜなら、前田博士は、第11版補訂版において「もっとも、商法の商人に関する規定（商507条-510条・512条・521条・524条等）を会社に適用するためには、会社を商人とすることが必要となるが、会社は自己の名をもって商行為をすることを業とするものである（5条）から、当然に商人に含まれることになる（商4条）。」という文章を加筆している。前田庸『会社法入門〔第11版補訂版〕』7頁（有斐閣・2008年）参照。第11版補訂版に抛れば、「会社法5条により会社の行為は商行為なのであるから、会社は、当然、現行商法4条1項の商人である」という論理が明白となる。

(11) 宮島司・前掲註(8)書6～7頁。

(12) たとえば、神田秀樹・前掲註(6)書6頁、龍田節・前掲註(6)書49～50頁、江頭憲治郎「第1編総則第1章通則 §3」江頭憲治郎編・前掲註(10)書85頁参照。

(13) 最高裁判所も、信用組合・信用金庫の商人性を否定する。たとえば、最高裁昭和48年10月5日判決（判例時報726号92頁）、最高裁平成18年6月23日判決（判例時報1943号146頁）参照。但し、信用組合・信用金庫と取引する相手方が商人である場合、この取引には、商法が適用される（商3条1項）。

(14) 平成17年会社法の立法担当者も、「明白であり、わざわざ条文にしなくともよい」として、通説と同様の説明を行う。相澤哲編著『一問一答新・会社法』25頁（商事法務研究会・2005年）。平成17年会社法における会社の「営利性」の意味とその根拠条文に関しては、議論を整理する必要があるが、今後の課題として別稿に期す。

(15) 持分会社においては、会105条2項に該当する条文がない（会621条2項、624条2項、666条）。そのため、持分会社社員の剰余金請求権および残余財産請求権を否定する定款規定の効力が、解釈問題になり得る。持分会社におけるこのような定款を無効とする見解として、神作裕之「会社法総則・擬似外国会社」ジュリスト1295号134頁、138～139頁（2005年）がある。落合教授も、持分会社の営利性を肯定しており、解釈問題としてこのような持分会社の定款を無効とする。落合誠一「会社の営利性について」黒沼悦郎＝藤田友敬編『企業法の理論（上巻）』（江頭憲治

郎遷暦記念』1頁、24頁（商事法務研究会・2007年）。私も、このような見解に賛成する。

- (16) 法人税法上、会社は、一般法人である（税法2条9号）。原則として、税率は30%である。これに対して、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、NPO法人の場合、原則として「収益事業」に対してのみ課税される。公益社団・財団法人においてその税率は、22%である。岸田禎男〔監修〕『法人税法講座〔5訂版〕』11頁以下、235頁以下（税務経理協会・2010年）参照。
- (17) 松本丞治・前掲註(4)書43頁、倉澤康一郎「営利社団法人の意義」法学研究44巻3号207頁、210頁（1971年）、神作裕之「会社法総則・擬似外国会社」ジュリスト1295号134頁、139頁（2005年）。一方、否定的見解もある。たとえば、落合教授は、次のように述べる。「…全員の同意がある場合でも、社員の剰余権を全面的に否定する結果となる場合には、会社という組織ではなく別の組織にならなければできないと解すべきではあるまいか。すなわち、会社法の会社のままではそうしたこと〔非営利団体への全部寄付〕はできないと考えるべきであろう」。落合誠一「新会社法講義第1回第1章総論」法学教室307号65頁、70頁（2006年）。平成18年民法改正（公益法人改革）を前提とすれば、隙間問題は解決をみており、今日、公益法人を会社の形態で運用する意義は乏しい。この問題は、法人法制全体の中で考察すべき問題であり、ここでは私見の表明を留保して、別稿に期す。なお、英国では、たとえ多くの会社が営利目的で設立されかつ運営されているとしても、非営利目的で会社を設立し運営することは、決して珍しいことではないという。Cf. Davies, Introduction to Company Law 2nd eds, p.2 (Oxford Uni. Pr., 2010)。
- (18) たとえば、鈴木竹雄『会社法〔全訂第5版〕』4頁以下（弘文堂・1994年）、大隅健一郎＝今井宏『最新会社法概説』1頁以下（有斐閣・1984年）、西原寛一『会社法〔第2版〕』8頁（岩波書店・1969年）。
- (19) 西原寛一・前掲註(18)書8頁。
- (20) 大隅健一郎＝今井宏・前掲註(18)書2頁。
- (21) 龍田節・前掲註(6)書27頁。なお、龍田節「会社法の目的についての一試論」法学論叢124巻5・6号1頁、10頁以下（1989年）参照。
- (22) 神田秀樹・前掲註(6)書28頁。
- (23) 引用した論者のほか、たとえば、近藤光男『最新株式会社〔第6版〕』3～4頁（中央経済社・2011年）、大隅健一郎＝今井宏＝小林量『新会社法概説』2頁（有斐閣・2009年）、高橋英治『会社法概説』4頁（中央経済社・2010年）。
- (24) 落合誠一「企業法の目的－株主利益最大化原則の検討－」岩村正彦他編集『岩波講座現代の法7企業と法』1頁、4頁（岩波書店・1998年）、落合誠一『会社法要説』55頁（有斐閣・2010年）、江頭憲治郎『株式会社法〔第3版〕』20頁、22頁（有斐閣・2009年）。
- (25) 落合誠一・前掲註(24)『会社法要説』55頁。江頭憲治郎・前掲註(24)書20頁。

(26) 落合誠一・前掲註(15)論文24頁。

(27) 落合誠一・前掲註(24)『会社法要説』56頁。

(28) 落合誠一・前掲註(24)『会社法要説』56頁。

(29) 質問表は、5月の連休明けに各企業に送付され、回答期限は、3週間後の5月23日としてアンケートを実施した。質問表には、企業名等のほか、回答者の役職・氏名の記載を求め、原則、役員等の会社経営者に回答をお願いした。

(30) 「企業規模に基づく」傾向の違いといっても、あくまでも「回答の数値において、傾向に違いが見られる」ということである。実際に企業規模と企業活動の目的の間で、因果関係に基づく傾向の違いがあるかどうかは、個別の企業毎に個別に検討していかなければ、分からない問題である。

(31) 寄付研究では、2010年9月3日シンポジウム「九州が甦る道を探るPARTⅡ」(於ホテルニューオータニ博多)を開催し、また同年4月に第2回「企業経営者アンケート」および「県・市アンケート」を実施した。第2回アンケート調査は、①雇用問題、②農業・観光・水資源・電力輸出問題、および③九州とアジアの関係をテーマとして、より具体的な経済・経営問題に踏み込む内容であった。シンポジウムにおいて直接問題とはならなかったが、たとえば、農業に関して、会社(あるいはその他の法人)をどのように位置付けるかは興味深いテーマである。

会社は、営利(お金)を目的(主観的意義)とする。同時に、会社の目的(客観的意義)が、事業自体にあることは、本文中で述べた。近時、会社法学は、経済学的手法で論じられる傾向がある。私は基本的にこれに賛成する。なぜなら、限られた資源を前提とすることにおいて、法律学も経済学も共通しているからである。もっとも、現実の社会関係において、市場的交換と非市場的交換が重なった世界があることも事実である。

哲学者内山節氏は、これを「半商品」と表現する。たとえば、農村で、地域の瓦屋さんが、台風の後に地域の見回りをして、(自分が施工した家で、あるいはそうでなくとも)もし壊れた瓦や屋根があった場合、軒下にある瓦を使って、サッと直す。工事代金はとらない。このような行動を長年続けており、また顔見知りでもあるため、次に家屋の建替えや屋根の大規模修理があった場合、家主は、この瓦屋さんに仕事を任せることになる(これは当然有償である)。上記のような地域の瓦屋さんと地域住民の関係に対して、少なくとも裁判規範として請負契約(民632条)、事務管理(民697条)、商人の報酬請求権(商512条)等、法律の枠組みは存在する。しかし、上記のような社会関係に対して、法律学はどれほど有効なものであり、上記のような実際の人間関係・社会関係をどれほど有効に記述できるのだろうか。はたして、職人の仕事、プライド、濃厚な人間関係(友愛)といった価値は、効用として、市場原理において把握可能なのであろうか。商品と金銭の交換に際して、商品と金銭以外の何モノかがやり取りされる社会関係が存在する。商品として取引しているけれども、商品の交換価値だけにとらわれないもの、それを内山先生は、「半

商品」と表現する。われわれの日常生活の意味とは、むしろこのような商品と金銭の交換に乗せられるその商品および金銭以外の“何モノ”か、にこそあるのかもしれない。内山節「日本の『むら』から未来を想像する」農村文化運動193号38頁以下（農山村文化協会・2009年）。また、内山節『共同体の基礎理論－自然と人間の基層から－』（農村漁村文化協会・2010年）参照。

- (32) 会社法学は、適切な企業経営のための規範（ルール）を模索する。一方、実際の株式会社の活動は多様であって、企業活動を行うことで、社会の中でのさまざまな目的（利益配当、投資先提供、職場・賃金提供、商品・役務の提供、新技術の開発・提供等々）に資す。現代社会において株式会社の重要性は、少なくともその社会的経済的な意味で、自明の理であろう。寄付研究2009年12月14日開催の第1回シンポジウム「九州が甦る道を探る」（於アクロス福岡）は盛況で、永野芳宜福岡大学客員教授による基調報告および同教授司会によるパネルディスカッションは有意義なものであった。会場から寄せられた意見の中に、「景気が良くなれば、それで問題は解決するのですか。年間自殺者が3万人を超えるわが国を、『幸福だ』『誇りに思う』と感じられる社会にするにはどうすればよいのでしょうか？」という問いかけがあった。まったく難しい問題である。投げかけられたこの問いに対して、現在、十分な答えを持ち合わせていないが、印象に強く残っている。折に触れ、繰り返しこの問いに向き合っていきたいと考えている。

